候場、二三萬坪には不可過候、此段みだりに無之樣、急度可相心得候、

〔憲教類典四ノ十藥種一〕寛政二庚戌年八月十六日

松平越中守殿
井伊兵部少輔殿　御渡

大目付
江
御目付

以來年々、唐蠻より藥種御取寄有之、追々植殖被仰付、江戸京駿府長崎御藥園之外にも、諸國御代官之陣屋内江も、追而は藥種植殖し被仰付候、依之、藥種植殖し度存候者は、御藥園迄願出候はゞ、藥種苗被下、幷植方製之方も書付候而可相渡候、尤朝鮮種人參之苗等、願次第可被下候事、

一當時四ヶ所御藥園ニ有之藥種も、多分之儀ニ付、藥種之名は、其御藥園江出而相尋可申候、藥種有之候而も、未繁茂不致分、又は追々願人有之被下可相成苗不足等之節は、追而繁茂之節に至可被下候事、

一向寄御代官所におゐては、當時植方致候義に付、追而相觸候迄は、先四ヶ所御藥園江のみ可願事、

一領主に而も、領分之内、百姓持畑等江も爲植殖申度存候ものへは、可被下候、尤爲慰植置度等之願ニ而は被下間敷事、

〔明良帶錄世職〕澁江長伯　澁江長伯は本草家にて、普く藥性を辨たれば、和藥種植付之場所を拜借仰付られ、明地にて、土地相應之藥草を植て製法せり、諸採藥之御用をつとむ手附其外有て、折折見廻り手入等あり、

田村元雄　田村元雄は、和人參を製法せし家にて、小普請勤仕並にて、三十人扶持下さる、寶曆十